

平成28年塩尻市議会12月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成28年12月14日(水) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

議案第2号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第4号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第5号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 塩尻市霊園条例の一部を改正する条例

議案第18号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費中1目保健衛生総務費及び3目保健対策費を除く)、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

陳情12月第2号 最低制限価格の設定に関する陳情

○出席委員・議員

委員長 横沢 英一 君

副委員長 平間 正治 君

委員 永井 泰仁 君

委員 柴田 博 君

委員 永田 公由 君

議長 金田 興一 君

○欠席委員

委員 中原 巳年男 君

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長 青木 隆之 君

事務局次長 横山 文明 君

午前9時56分 開会

○**委員長** おはようございます。ただいまから12月定例会総務生活委員会を開会いたします。中原巳年男委員から欠席の届出がありますので御報告をいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。大変お忙しい中、総務生活委員会を開催をいただきまして、ありがとうございます。よろしく御審査をお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。本日の日程について、副委員長から説明をいたします。

○**副委員長** それでは、本日の日程について申し上げますが、本日は議案8件の審査の後、陳情の審査を行います。また、委員会審査終了後、総務生活委員会協議会を開催いたします。

その後、午後になりますけれども、庁舎1階に設置されておりますオフィス向け製紙機Paper Lab（ペーパーラボ）につきまして、製造されたセイコーエプソン様より説明を受けます。第一委員会室で説明を受けた後、1階の設置場所で設備の見学をする予定であります。

また、懇親会につきましては、午後6時から広丘駅前の安喜センターにて行います。午後5時30分に正面玄関からマイクロバスが出ますので、よろしくをお願いをいたします。以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみ発言をし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等に気をつけていただくようお願いいたします。議事進行への御協力をお願いします。

議案第1号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**税務課長** では、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。議案関係資料により説明を申し上げますので、議案関係資料の1ページをお願いをいたします。

提案理由につきましては、1番にありますように、地方税法の一部が本年3月31日に改正されたことなどに伴い、必要な改正をするものであります。

概要につきましては、2番にありますように、1点目が個人市民税及び法人市民税の修正申告書の提出等があった場合における延滞金の計算の基礎となる期間を見直すもの。2点目が個人市民税において、特定一般用医薬品等購入費が一定額を超える場合の医療費控除の特例を設けるもの。3点目が特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例を設けるものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明を申し上げます。おめくりいただきまして2ページをお願いをいたします。今回の改正では、塩尻市税条例と平成27年3月31日に公布をいたしました平成27年塩尻市

条例第19号の塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部改正となりますので、条立てで改正を行うものであります。最初に第1条の塩尻市税条例の一部改正から説明を申し上げます。2ページから12ページ上段までの第19条、第43条、第48条及び第50条の改正につきましては、先ほどの概要の1点目の延滞金の計算の基礎となる期間を見直すものであります。まず延滞金につきましては、市税が納期限までに納付されなかったときに納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて課すもので、納期限までに納付した納税者との公平性を保つための制度であります。延滞金に係る改正は、平成26年12月12日の最高裁判決を踏まえまして、申告をした後に減額更正がされ、その後さらに増額更正があった場合における国税の延滞税について計算期間の見直しが行われたことによるものであります。見直しのきっかけとなった最高裁判決につきましては、国税である相続税の財産評価をめぐるもので、当初申告後に行われた減額更正の後に増額更正が行われた場合で、減額更正後と増額更正後の差額について延滞税が発生しないとされたものであります。地方税であります個人市民税、法人市民税の延滞金の計算期間につきましても、国税における延滞税の計算期間に準じまして見直しを行うものであります。これで例を挙げますと、当初の税額が100万円で、それを一旦50万円に減額をし、その後さらに80万円に増額をした場合、減額更正後の50万円と増額更正後の80万円との差額であります30万円について、今までは当初の納期限から1年間は延滞金の計算期間としておりましたが、その期間につきまして延滞金の計算期間から除外するというものであります。今回の改正は延滞金を課す期間が短くなりますので、納税者にとって有利な改正となっております。しかし、このケースに該当する者は、本市ではほとんどないというような状況でございます。

続いて、各条項の改正内容につきまして説明を申し上げます。まず2ページから4ページの上段までの第19条につきましては、納期限後に納付をし、または納入する税金、または納入金に係る延滞金について規定している条となっております。今回の延滞金の計算期間の見直しでは、個人市民税と法人市民税がその対象となるため、3ページ右側の現行の第2号は、申告書により納付する場合を、その下の第3号は、期限後の申告により納付する場合を規定しております。この2つの号で規定しております法人市民税に関する部分を地方税法の改正に合せまして、新たに3ページ、左側の改正案下段の第5号と第6号として追加をし、規定するものであります。また、2号を追加することに伴いまして、字句の整理を行うものであります。

続いて4ページから6ページ中段までの第43条につきましては、普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収について規定をしております。今回の延滞金の計算期間の見直しについて、現行の規定では5ページの右側の第3項になりますが、納期限から1年を経過する日の後に賦課した税額を変更した場合には、納期限から1年間について延滞金の計算期間とする規定となっております。現行では税額更正等についてはこの規定しかないので、当初課税の後に減額更正があり、引き続いて増額更正があった場合においても、納期限から1年間延滞金の計算期間とすることとなっております。そのため、今回の改正では、5ページの左側後段の第4項を追加をし、当初課税の後に減額更正があり、引き続いて増額更正があった場合の延滞金につきましては、次の6ページの中ほどの第1号で納期限の翌日から減額更正までの期間、延滞金の計算期間から控除をし、第2号で減額更正から増額更正までの期間についても延滞金の計算期間から控除するものであります。これによりまして、当初課税から増額更正までの期間の全てにおきまして、延滞金がかからなくなることとなります。しかし、第2号の括弧内になりますが、減額更正が納税者からの更正な請求に基づくものである場

合には、新たに減額更正から1年を経過する日までの期間につきまして、延滞金の計算期間とするものであります。同様に6ページ後段から12ページ上段までの法人の市民税の申告納付を規定しております第48条、及び法人の市民税に係る不足税額の納付の手続を規定しております第50条につきましても、同様の改正をするものであります。なお、あわせて字句の整理を行うものとなっております。

では続きまして、飛んでいただきまして12ページをお願いいたします。附則の改正になりますが、附則第6条を左側の改正案に改める規定につきましては、概要の2点目の特定一般用医薬品等購入費が一定額を超える場合の医療費控除の特例を設けるものであります。この特例につきましては、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などの医師の関与がある検診等、または予防接種を受けている個人を対象とするもので、特定一般用医薬品等とは、スイッチOTC医薬品のことで、その購入費用について所得控除が導入されることとなったものであります。この控除につきましては、セルフメディケーション税制とも呼ばれ、セルフメディケーションとは、WHO（世界保健機構）におきまして、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調には自分で手当ですることと定義がされております。自分の判断で薬を服用する、自主服薬の推進のためのものであります。またスイッチOTC医薬品ですが、OTC医薬品とは、Over The Counter医薬品を略したもので、これまで医師の処方箋がないと購入できなかったものが、処方箋がなくてもカウンター越しに購入できるようになった医薬品で、医療用から市販薬にスイッチしたということで、スイッチOTC医薬品と呼ばれております。具体的には、自己、または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入費用が1万2,000円を超えるときに越えた部分を所得から控除するもので、限度額が10万円になることから10万円から1万2,000円を引いた8万8,000円を限度に控除できることとなります。なお、現行の医療費控除との併用はできませんので、どちらか一方の適用を受けるということとなります。この特例につきましては、時限立法で平成30年度から平成34年度までの各年度の市民税に限り適用となっております。実際には平成29年1月1日から平成33年12月31日までに購入されたスイッチOTC医薬品が対象となります。なお対象となる医薬品は、厚生労働省告示によりまして定められました82の有効成分のいずれかが含まれるもので、対象品目は2カ月に1度更新されることが予定をされております。現在、約1,500品目が対象となっております。

続いて、12ページの附則第18条の11を左側の改正案に改める規定につきましては、概要の3点目の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を設けるものであります。これにつきましては、日本と台湾との間で二重課税を防止する等、租税条約に相当する枠組みを構築するため、日本側と台湾側の交流窓口機関が平成27年11月26日に日台民間租税取決めに署名をし、その内容を日本国内で実施するための国内法が整備されることになりました。この取り決め以前につきましては、日本の台湾に対する立場は、非政府間の実務関係を維持するというもので、国家間の取り決めである租税条約を締結することができませんでした。国内法の整備につきましては、所得税法等の一部を改正する法律により関係法律の改正が行われ、また政令により該当する国につきましては、台湾のみとされております。

それでは、改正部分の説明になりますが、今回の改正は法律に規定されました特例適用利子等及び特例適用配当等について、条例において取り扱いを規定するもので、市民税だけに限ると租税条約締結国の取り扱いと同様の取り扱いとなるものであります。

では、改正内容になりますが、第1項では外国居住者等所得相互免除法の適用を受ける利子等、いわゆる特例適用利子等に関する規定で、具体的には市内に住所を有する方が台湾の投資事業組合等を通じまして、日本の金融機関に投資を行い、その組合等から利子の支払いを受けた者に係る所得に対し、申告分離課税により3%の市民税の所得割を課すものであります。利子の支払いが日本の金融機関から直接支払われるときには特別徴収が行われますが、日台民間租税取決めにより免税となる台湾の組合等を通じて支払われるため、申告義務を課しまして個人市民税を課すものであります。

13ページ中段からの第2項につきましては、特例適用利子等の額に市民税の所得割を課す場合の読み替え適用について規定するものであります。

15ページ中段からの第3項につきましては、法の適用を受ける特例適用配当等について規定するもので、特例適用利子等と同様に支払いを受ける配当等に係る所得に対し3%の市民税の所得割を課すものであります。ただし、配当割に関しましては、申告分離課税、または総合課税との選択制とするものであります。

16ページの第4項につきましては、特例適用配当等について、申告分離課税、または総合課税を選択する場合の手続について規定するものであります。

第5項につきましては、第2項の特例適用利子等の額に市民税の所得割を課す場合の読み替え適用と同様に、特例適用配当等の額に市民税の所得割を課す場合の読み替え適用を規定するものであります。

次に18ページからの附則第18条の12の改正につきましては、附則第18条の11の改正に合せまして、字句等の整理を行うものであります。

次に飛んでいただきまして24ページをお願いいたします。第2条の塩尻市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について説明を申し上げます。附則第5条第7項につきましては、先ほど説明を申し上げました塩尻市税条例第19条の規定が延滞金の計算期間の見直しに伴いまして改正されることを受けまして、たばこ税に関する経過措置の規定を整理するものであります。具体的には、読み替え規定について第19条の改正内容に合わせて改めるものとなっております。

この条例の施行期日につきましては、平成29年1月1日ですが、先ほどの附則第6条の特定一般用医薬品等購入費が、一定額を超える場合の医療費控除の特例を設ける規定につきましては、平成30年1月1日とするものであります。説明は以上であります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○柴田博委員 12ページの第6条のところですけども、平成30年から34年まで期間限定でということなんですけど、この理由というのは何かあるわけですか。

○税務課長 この制度の推進ということは聞いておりますけれども、税制につきましては最初ある程度年度規定をしまして実施をし、それ以降につきましては、延長、延長というケースが多いものですので、多分こちらにつきましては、制度の推進を図るためのということでのとりあえずの期間かと思っております。

○柴田博委員 そうするととりあえず34年までやってみて、その後また延長して何年までというような形になるだろうという、そういう予測。

○税務課長 それにつきましては、また税制改正の中での議論はされてくるかと思っております。

○柴田博委員 それと、どういう薬が対象になるかというのは、申告する人本人が一々確認をして、申告する際

には、その医薬品名とかが書かれた領収書なりが必要になるということでしょうか。

○**税務課長** 申告する際につきましては、領収書等が必要になりますけれども、基本的には購入の際に証明書類ということで、レシートに商品名、金額、当該商品がその制度に該当するものであること、販売店名、購入日を記載するというようになっておりますので、販売の際にそういったものが本人に渡されることとなります。また、パッケージにつきましては、こちら全部ではありませんけれども、一部商品につきまして関係団体によりまして、自主的な取り組みによりまして、パッケージに共通識別マーク、その製品であるということがわかるマークがついております。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

○**永田公由委員** これは、あくまでも市販薬ってことだね。

○**税務課長** そのとおりであります。

○**永田公由委員** そうすると今まで医師の処方箋でもらっていた薬っていうのは対象外で、医療費控除が今までもありますけれども、それとの併用ってことになると、どっちかっていうとあまり出てくる可能性っていうのは少ないってことですかね。

○**税務課長** 今までの医療費控除につきましては、200万円の所得以上の方につきましては、10万円以上を医療費として使わなければ対象となっておりますけれども、今回につきましては1万2,000円を引かれるだけですので、それ以上使った場合につきましては、医療費控除の対象となってくるということになっております。本年度課税をいたしました市民税につきまして医療費控除の平均等を見てみますと、約19万円が医療費控除等の平均となっております。そういった面から考えますと、もう少し医療費を使わない家庭でも来年度以降は対象となってくるというようなことになってくるかと思えます。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。

○**永田公由委員** 16ページから、特例適用配当金というのは、これはあくまでも台湾の金融機関なり組合からの配当という解釈でいいわけですか。

○**税務課長** そのとおりであります。

○**永井泰仁委員** このたばこ税に関する経過措置が改正案で出てますが、今、大体たばこ税の収入はどのくらいかということと、その経過措置を設ける趣旨についてももう一度説明してください。

○**税務課長** 済みません、今ちょっと資料を持っておりませんので。経過措置につきましては、たばこ税が旧三級品等が年々値上げをしてきております。そのための経過措置となっております。

済みません、たばこ税についてよろしいでしょうか。

○**委員長** はい。

○**税務課長** 4億4,500万円となっております。

○**永井泰仁委員** たばこ税についても、これからますますまた値上げがされてくるということでね、本当に1本吸えば何百円だか知らないが、なるくらいな形になってますんで、しっかりとまたそちらのほうの把握もしてもらえればいいと思います。

それと、さっき永田委員の質問でね、台湾との関係の説明があったんですが、例えば、中国とかそういうところとの関係というのはどうなりますか。

○**税務課長** 中国につきましては条約締結国となりますので、今までもこういった条件で行っております。

○**委員長** よろしいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第1号塩尻市税条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** それでは、議案第2号でございますが、議案関係資料25ページで説明をさせていただきます。議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず、提案理由でございます。一般廃棄物の処理手数料に係ります証紙代金の未収入金を発生させた、このことによりまして、市民へ不信感を抱かせたことに関し、指揮監督者の責任に対する処分を行うために、市長及び副市長に支給する給料の月額を減額することに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、平成29年1月に市長及び副市長に支給いたします給料につきまして、現行の給料の月額の100分の10を減額して支給するものでございます。減額後の給料の月額でございますが、市長につきましては65万8,080円、7万3,120円の減額でございます。副市長につきましては61万2,360円、6万8,040円の減額でございます。なお、当該事案の関係職員の関係でございますが、去る10月21日全員協議会でも御報告申し上げましたけれども、地方公務員法第29条の規定に基づきまして、懲戒処分を3名に対して行っております。

次に条例の新旧対照表は、後ほど御説明申し上げますが、条例の施行は公布の日から施行するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして26ページ、条例案の新旧対照表をお願いいたします。まず、今回の給料減額措置につきましては、来る1月に減額するというものでございますので、本則ではなく、この附則で規定してまいるものでございます。附則の30項といたしまして、そこにございますように29年1月に市長及び副市長に支給する給料は、附則の第27項の規定にかかわらず。この27項というものは、現行の給料額の関係でございますが、27年1月から30年9月にかけて、市長、副市長とも減額をしてございますので、その関係の規定でございます。この規定にかかわらず同項に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とするということでございまして、附則第30項に新たに加えながら1月に支給する給料の100

分の10を減額したいというものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○永井泰仁委員 説明ではわかりますが、これ、市長、副市長が1カ月分1月に引かれるということですが、後もとに戻すのはどんな手続で戻すようになりますか。

○人事課長 今回は1月に関することで、附則で規定してございますので、2月には、またもとの現行の給料額に戻るというものでございます。以上でございます。

○永井泰仁委員 だで、そこできちっとそこは明記をしてるってことだね、戻すってことを。

○人事課長 明記ということではございませんで、附則30項にですね、29年1月に支給する給料のことを規定してございますので、特例扱いと言いますか、1月に関して100分の10減額しますよという規定でございます。

○永井泰仁委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第3号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第3号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。議案関係資料の27ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由ですけれども、所得税法等の一部を改正する法律の公布によりまして、一部改正されました外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律というのがございますけれども、それが平成29年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、先ほど議案第1号の市税条例でも御説明がありました特例適用利子等、それから特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を設けるものでございます。

新旧対照表につきましては、28ページ以降にございますけれども、附則の第11項といたしまして特例適用利子等に係る課税の特例を定めておりまして、29ページにあります12項として特例適用配当等に係る課税の特例を定めるものでございます。市県民税のほうで申告されましたそれぞれの所得に対しまして、国民健康保険

税を計算する際の総所得に加える、または軽減等の判定のためにその所得を考慮するというの特例適用で
ございます。

30ページにございます13項から15項につきましては、この改正の2項を加えるために条送りをするもの
でございます。

この条例の施行につきましては、平成29年1月から施行するものでございます。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

○**副委員長** この個々の算定にかかわるのは何件ぐらいというか、何人ぐらいというふうには、見込んで
いる数
って
いうのはあるわけですか。

○**市民課長** 特に見込んでいる数はございません。実態として、台湾の法人等からどなたが、どうい
うもの
を
も
ら
っ
て
い
る
か
と、今の現状ではわかりませんので見込みはございませんけども、あまりないのではないかとい
う
ふ
う
に
予
想
は
し
て
お
り
ま
す。

○**委員長** ほかにはどうですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第3号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきま
し
て
は、原
案
の
と
お
り
認
め
る
こ
と
に
御
異
議
あ
り
ま
せ
ん
か。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきま
し
て
は、全
員
一
致
を
も
っ
て
可
決
す
べ
き
も
の
と
決
し
ま
し
た。

議案第4号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題
と
い
た
し
ま
す。説明を求めます。

○**人事課長** それでは、議案第4号をお願いいたします。議案関係資料の31ページをお願いいた
し
ま
す。塩
尻
市
一
般
職
の
職
員
の
給
与
に
関
する
条
例
等
の
一
部
を
改
正
す
る
条
例
で
ご
ざ
い
ま
す。

まず、提案理由でございますが、人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定に準じまして、
一
般
職
の
職
員
の
給
与
改
定
並
び
に
常
勤
の
特
別
職
の
職
員
及
び
議
会
の
議
員
の
期
末
手
当
の
支
給
割
合
の
改
定、
こ
れ
を
行
う
こ
と
に
伴
い
ま
し
て、
必
要
な
改
正
を
す
る
も
の
で
ご
ざ
い
ま
す。

なお、この人事院勧告でございますが、8月8日に出たものでございまして、概要を申し上げますと、
ま
ず
給
与
の
月
例
給
に
つ
き
ま
し
て
は、民間との給与格差が708円あるというようなこと。また期末勤勉手当につ
き
ま
し
て
は、民間割合が4.32月のところ公務員の支給月数が4.20だということで開きがあるとい
う
こ
と
で
ご
ざ
い
ま
す。そして、棒給表のほうにつきましては1級、1級は若手でございますが、1級の初任給を1、
500円
上
げ、若年層も同程度引き上げるとのこと。また高齢層、これにつきましても400円の引き上げを基本に改

定するというので、平均の改定率が0.2%だということでございます。また、期末勤勉手当につきましては、先ほど申し上げましたように民間の支給割合に見合うように0.1月分引き上げるとということでございます。また、配偶者に係ります扶養手当の見直しもございまして、29年4月1日から段階的に実施するものでございますが、配偶者及び父母等につきましては6,500円、子につきましては、1万円というような扶養手当の見直しを行うものということでございます。こういった人事院勧告に準じまして、本市につきましても条例の改正を行うものでございます。

まず概要でございます。一般職の職員の各給料表の給料月額につきまして、若年層に重点を置き引き上げるとのことでございます。新規採用職員等を1,500円引き上げ、また若年層もやはり1,500円引き上げるとのことでございます。そのほかの高齢者層につきましては、400円を見込んで改定をしていくということでございます。平均して0.2%の改定でございます。

次の(2)でございます。扶養手当につきましては、配偶者に係る額を引き下げ、これは今、1万3,000円でございますが、段階を踏んで6,500円に。また子供につきましては現行6,500円でございますが、これも段階を経て1万円に引き上げるというものでございます。

次に、勤勉手当と期末手当の年間の支給割合につきまして改めるものございまして、一般職の職員につきましては、勤勉手当の年間支給割合を100分の160から100分の170に引き上げると。0.1引き上げるというものでございます。そして、常勤の特別職の職員及び議会の議員につきましては、期末手当の年間の支給割合を100分の315から100分の325に引き上げるものでございます。

それでは、条例の新旧対照表のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。その前に32ページに勤勉手当等の支給割合の比較表がございます。1つの例をとりますが、一番上に1としてあります一般職の職員のうち特定幹部職員以外の職員とあります。これは課長以下の職員でございますが、この職員につきましては、現行の支給割合が、勤勉手当でございますが6月が100分の80、12月が100分の80でございますが、これについて28年度に12月に支給するものを100分の90ということで、100分の10引き上げて支給するというものでございます。29年度につきましては、これを6月、12月を分けまして、6月が100分の85、12月を100分の85ということで、均等に支給するものでございます。

それでは、33ページ以降の新旧対照表のほうをお願いいたします。まず28条でございます。こちらは期末手当の関係の条文でございますが、こちらの期末手当の基礎額を算定する際に、この28条4項でございますが、医療職につきましては職務加算というものがございます。この対象に医療職給料表にあります2号、3号、これが放射線技師とか、看護師、そういった者以上の職員を加えていくというものでございます。私どもの職には、今現在医療職の関係の者はございませんが、年度途中で失職した職員がおりますので、この関係の規定は残しておるものでございます。

次に31条でございます。勤勉手当の額でございますが、一番下の文言は表記の改めでございますが、次のページの34ページをお願いします。こちらにございますのが、まず1号でございますが、一般職の職員、上から7行目ほどにございます現行の100分の80を100分の90で支給するというものでございまして、再任用職員も100分の100から100分の110ということが1号で記載されております。また2号につきましては、やはり再任用職員、済みません、先ほど申し上げたの特定幹部職員ですね。これは部長につきましては、1

00分の100から100分の110ということでございます。2号は、再任用職員のことが記載されております。このように引き上げをするというものでございます。

附則の8項でございますが、こちらは55歳以上の職員につきましては、給与を減額して支給しているということでございまして、この関係で勤勉手当を0.1引き上げた分、その分は減額して支給しますよという規定でございます。

なお、この第1条につきましては、この公布の日から施行いたしますので、この12月の支給分に該当するものでございます。

次に第2条でございますが、今度は扶養手当の関係でございます。まず、今回先ほど申し上げましたが、子供が1万円ということで引き上げられますので、現行13条の2号に子と孫が実は一緒に規定されてございます。これを改正案では分けるということでございまして、2号と3号に分けてございます。ちなみに1号は配偶者でございます、4号は父母とか祖父母、5号は弟、妹、6号は障がいをお持ちの方ということでございます。

次に14条、扶養手当の額でございます。こちらには先ほど申し上げましたが、配偶者につきましては、1万3,000円から6,500円ということで改定をしていくものでございますが、そのことが書かれております。また、次のページでございますが、36ページの上の段でございますが、同項第2項というのは子供でございますが、これにつきましては、1万円ということで新しい額を規定しているものでございます。

また、15条でございます。こちらは文字の言い回しの部分がまずございまして、また15条2号でございますが、こちらでもですね、13条で今、号の改めをしてございますので、その関係でこちらも改めているものでございます。

そして、37ページの一番下に15条3項がございます。現行は扶養手当の関係で、扶養手当を受けられなくなる場合のことを列挙してございますが、これを改正案では各号に分けて記載をしているものでございます。

39ページの31条でございますが、こちらにつきましては、勤勉手当の額につきまして下のほうに、1号にございますが、100分の90から100分の85。申しわけございません、これが29年度でございますが、そのように改められるというものでございます。この条は、29年4月1日以降の支給割合につきまして、記載をされておるものでございます。先ほど表のほうで説明をしたところでございます。

また40ページの附則8項につきましては、今度は勤勉手当が、割合が下がりましたので下がった分下げるといふ、55歳以上の職員でございますが下げるといふ規定でございます。

次に41ページ第3条でございますが、特別職の職員の関係でございますが、こちらは12月に支給する場合、100分の165を100分の175にするという、この28年12月に支給する割合の規定でございます。

次に42ページでございます。第4条でございますが、こちらは29年度の支給割合でございます、29年4月1日に施行する割合を改定してございます。

また、43ページの第5条でございますが、こちらは議会の議員の皆様様の期末手当の支給割合でございますが、100分の165から100分の175ということで、12月の支給に適用されるものでございます。

そして次の44ページ、こちらは第6条でございますが、今度は議会の議員の皆さんの29年度の期末手当の支給割合、これが記載してございまして100分の150が100分の155、また12月は100分の175が100分の170というように割合を29年度用にしておいたものでございます。ちょっとわかりにくい説明

でございますが、以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います、委員の皆様から質問はありませんか。

○永井泰仁委員 平均0.2%の改定ということですが、経常収支比率がまたこれですね、上がってくる人件費ですから要因にもなりますが、人件費がふえることはいいことだと、支給はありますが。28年度ですね、人件費の今までと比べて金額的にどのくらいふえるか。それと29年度と、総額でも結構ですが、金額で示してもらえますか。

○人事課長 影響額ということでよろしいのでしょうか。

○永井泰仁委員 はい。

○人事課長 影響額は約2,800万円でございます。

○永井泰仁委員 28年度はこれを支給ですが、29年度からもこれまでの人件費が2,800万円上乗せでふえていくという、そういう読みでいいかね。

○人事課長 そのようなことになります。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○副委員長 勤勉手当、何か28年度の支給割合はふえるんだけど、29年度ではまた落ちるわけですよね。それはいいんですけども、28年度の1割増しになったのはいつ支給になるんです、これ。

○人事課長 28年度でしょうか。

○副委員長 そうそう、今年度分。

○人事課長 12月27日を予定をして、まだ議決をされませんので。

○副委員長 そうだね。

○人事課長 議決後、27日を予定しております。

○副委員長 わかりました。

○柴田博委員 先ほど、一番初めの説明のときに扶養手当については、段階的というような言葉があったような気がしたんだけど、そういう説明じゃあなかったでしたっけ。

○人事課長 説明をし忘れてましたが、議案の14ページをお開きいただきたいんですけども、議案の14ページの6項でございますが、6項以降にですね、経過措置と言いますか、段階的な部分が実は記載されております。例えば6項の1番下、14ページの一番下でございますが、真ん中に1万円という記載がございます。これは配偶者につきまして、29年度1万円ということでございます。これは6,500円に削減することになりますが、29年度は1万円ですということでございます。また、次のページの上の段に8,000円という数字がございます。これは29年度に子につきまして8,000円と。経過措置でございますが、1万円にするところ29年度は8,000円という記載でございます。また、その2行下にですね、真ん中に6,500円という記載がございます。これは、父母等につきまして25年度6,500円という記載でございます、父母等は29年度に6,500円にするということでございまして、ちょっとここの議案の条文の説明はいたしません、そういうことがこの6項に書かれておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○柴田博委員 わかったんですけど、それは条例の新旧対照表の中には出てこなくても構わないわけですか。

○人事課長 これは13ページにございますが、附則の中にこれが記載をしてございまして、附則の規定でござ

いますので、新旧対照表のほうには入っておりませんので、よろしくお願いたします。

○柴田博委員 もう1点お願いたします。医療職についてですけど、現在は適用になる職員いないということですけど、今後についてはそういう職員が採用される見込みというのはあるんでしょうか。

○人事課長 今後はないというふうに見込んでおまして、これが確定いたしますれば、この規定は、医療職給与表のほうは削除していく予定でございます。

○柴田博委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにはどうですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第5号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第5号をお願いたします。議案関係資料の45ページをお願いたします。議案第5号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をお願するものでございます。

概要でございます。その前にですね、雇用保険法等の一部を改正する法律の概要でございますが、65歳以上の高齢者層の雇用を一層促進するように雇用保険を適用させていくというようなものでございまして、現行65歳以上に雇用された者は雇用保険の対象除外でございますが、改正によりまして、65歳以上に雇用された者につきましても雇用保険を適用いたしまして、離職して求職活動をする場合には、給付金を支給するんだという内容でございます。本市の条例につきましては概要にありますますが、失業しております退職者に対する退職手当の支給に関する規定につきまして、引用しております雇用保険法の規定を改めるものでございます。新旧対照表で後ほど説明させていただきますが、条例の施行等は29年1月1日でございます。

それでは、46ページからの新旧対照表をお願いたします。10条でございますが、失業者の退職手当という項目でございます。その5項に勤続6月以上で退職した職員のことが書かれておりますが、ここにつきましては、6カ月以上勤続いたしまして退職した職員が65歳以上で失業している場合でございます。この場合には、この10条5項の1号、略してございますが、この略はですね、退職手当を受けた退職手当の額でございますが、

この退職手当の額と2号につきましては、失業保険の額でございますけれども、失業保険の額と比較いたしまして、退職手当が下回った場合は、その差額を高年齢求職者給付金の支給ということの規定が書かれておるものでございます。

また、次の47ページの6項でございます。ここもですね、勤続6月以上で退職した職員のことを記載されておりますが、ここはですね、退職した者が退職手当の支給を受けていないときの場合でございます。これは例えば、途中で失職して退職手当をいただけなかったとか、そういったケースではなからうかと思っておりますけれども、こういった場合につきましても、高年齢求職者給付金の支給を行うことができるという内容でございます。

次に48ページでございますが、済みません、47ページから行きますけれども11項に退職手当、この高年齢求職者給付金のことでございますが、この手当を受けることができる者は、48ページの上にあります技能習得手当等、こういった手当を合せて受けることができるという規定でございますが、この上から(1)～(5)略と略されておりますが、1号は技能習得手当、2号が寄宿手当、3号が傷病手当、4号が就業促進手当、5号が移転費ということでございまして、そこへ6号として求職活動支援費、この支給を加えられたものでございます。この求職活動支援費というものは、例えば交通費の規定が緩和されたり、あるいは面接時の子供の一時預かりのものが支援に該当するというような内容になってきております。

そして、15項の関係でございますが、15項の現行のほうをちょっとごらんいただきたいんですけども、第11項の規定は、第7項、または第8項の規定によるという記載がございます。この第7項、第8項という、または第8項の関係はですね、短期雇用特例保険者、季節的に雇用される、これは4カ月以内とか、週3時間未満とか、そういった規定のものでございますが、短期雇用特例保険者である人が失業した場合も特例給付一時金が支給されるという現行の規定でございましたが、この現行の規定を先ほどの5項、6項の65歳以上で退職して失業保険をいただける者について、準用するという内容でございます。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**永田公由委員** この雇用保険というのは、在職中に掛けているわけですか。例えば、市の職員は雇用保険に入っている保険料を払っていると、こういうことです。

○**人事課長** 職員は掛けておりません。

○**永田公由委員** いない。いない人が雇用保険法でどういう適用になるわけです。じゃあ、このお金はどっから来てるわけ。

○**人事課長** 職員は雇用保険払ってはいませんが、65歳以上でこういった該当になればですね、退職金に加えて差額を支給していくというものでございますので、保険のほうから補填が来るということだと思います。

訂正をお願いいたします。こういった規定に準じまして退職手当で支払うというものでございます。

○**永田公由委員** 退職手当で、保険の保険料を払うと、こういうことです。

○**人事課長** 差額の保険の分を退職手当で支払うというものでございます。

○**総務部長** 新旧対照表の46ページの左側、改正案のほうをごらんいただきたいと思いますが、第5項で3行目、規定する被保険者とみなしたならばということと同様な形、要は民間の雇用保険と同じような形を市の職員にも適用したならばということを書いてあります。最後のところにですね、退職手当として同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給すると、退職手当として。ということですので、民間の制度として、

こういった高年齢被保険者の給付金という制度がございますので、それに倣って公務員についても、こういったものが該当すればそれとみなして、退職手当として支給しますよっていうのが制度の趣旨です。それがもともと法のほうの改正が、今までは65歳までずっと継続してなければ、高年齢者給付金というのは受け取れなかったんですけども、一旦やめて65歳以上になって6カ月以上雇用されれば、その給付金は出ますよという形の法改正がされたもんですから、公務員のほうも同じような規定にしますよというだけの、法の改正に伴ってこちらの改正もしたというもので該当者は一切おりません。そんな改正になります。

○委員長 それじゃ、よろしいですね。

○永田公由委員 はい、いいです。

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

10分間休憩させていただきます。10分から開催しますので、お願いします。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○人事課長 先ほどの答弁を一部修正をさせていただきたいんですけども、医療職給与表の関係でございまして、職員がいなくて削除をする予定だというようなお話をいたしました。松塩筑木曾老人福祉組合のほうでこの給料表を準用しているということでございましたので、申しわけございません、削除をせずにそのまま残してまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長 どうしたらいいかと思って、今、聞いていたんだわ。

○永井泰仁委員 給料表がなくなっちゃうよね。

○委員長 そういうことだそうでございます。

議案第6号 塩尻市霊園条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第6号塩尻市霊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、私のほうから塩尻市霊園条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

引き続き、49ページの議案関係資料からお願いいたします。まず1番の提案理由でございますが、塩尻市東山霊園に合葬式墳墓を設置することに伴い、必要な改正をするものでございます。

2つ目の概要でございますが、合葬式墳墓の使用に係る手続、使用料等を定めるものでございます。

50ページ、51ページの新旧対照表をよろしくお願いいたします。初めに改正する条文の全体を通しての内容といたしまして、今回の霊園条例を一部改正するに当たりまして、本市の他の条文と表記を同じくさせていただいている点、また、これまで聖地だけの条文でございましたが、合葬式墳墓を加えるということで条文の中に聖地等、使用者等など、等という文字が加えられた改正もしてありますので御承知をお願いをしたいと思います。まず初めに、第3条用語の意義でございます。第1項第4号の墳墓についてでございますが、墓地埋葬等に関する法律で墳墓というものが、死体を埋葬し又は焼骨を埋蔵する施設ということになっております。東山霊園の聖地に墓碑を建立して焼骨を納める場合や、今回のように合葬式墳墓のように共同で焼骨を埋蔵する建物については骨堂という表現がよかったですけれども、近年の墓形態が多様化したということで、松本では今度、樹木葬をできるところというものをつくるようでございますが、例えば樹木葬のような場合は骨堂という表現はふさわしくないということで、法に倣って今回は施設というふうに改めたものでございます。第5号以下、東山霊園内に合葬式墳墓を設置することに伴いまして、第5号で合葬式墳墓を定義いたしまして、第6号及び第7号に合葬式墳墓内の設備でございます個別及び共同埋蔵室の内容について定めたものでございます。

第6条使用許可でございます。第1項で聖地及び合葬式墳墓を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならないことを規定しております。第2項で使用者は合葬式墳墓に焼骨が埋蔵される者、以後これを被埋蔵者と言っております。この者の届け出を第3項で、この届け出において使用者と被埋蔵者が同一人の場合には立会人を選定して届け出ることを定めたものでございます。

第7条でございます。使用者等の資格であります。第2項を加えまして合葬式墳墓を使用しようとする者又は被埋蔵者の資格要件を規定したものでございます。内容は聖地の場合と同じように、本市に本籍又は住所を有する者でなければならないといたします。ただし書きには、東山霊園の聖地使用者がその聖地を返還して合葬式墳墓に改葬する場合、あるいは市長が特に認める場合には、この限りでないというものを定めたものでございます。

第9条使用者等の義務であります。52、53ページをお開きください。第3号で聖地等の使用者は、第6条第1項の規定により許可を受けた事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならないというふうに規定してございます。許可を受けた事項というものは何かと申しますと、聖地又は合葬式墳墓の使用者及び被埋蔵者の本籍や住所、また立会人の変更などがこれに該当するものでございます。

第13条使用許可の取消しでございます。新たに第3項を追加いたしまして、合葬式墳墓で個別埋蔵室の使用者が使用許可を取り消された場合、直ちに焼骨を引き取って使用していた個別埋蔵室の収納庫を返還してもらわなきゃいけないということを定めたものでございます。なお焼骨が分別不可能な状態にある、ここで私どもが言っているのは、共同埋蔵室のことを言っているんですが、この使用者についてはこれは適用されないというものでございます。

第14条使用料でございます。合葬式墳墓について、第2項を追加して規定します。ただし書きには、合葬式墳墓の使用者及び被埋蔵者のいずれもが市内に住所を有しない者である場合には、100分の125を乗じた額を使用料とすることと定めたものでございます。具体的な使用料でございますが、第1号に示す個別埋蔵室が1体当たり15万円とさせていただきますけれども、この個別埋蔵室には1体用と2体用がこれまで御説明しまし

たようにございます。2体用についてはこの倍の30万円ということになります。54ページ、55ページをお開きください。第2号に示す共同埋蔵室、これは焼骨を別々な人と皆一緒にしてしまう地下の埋蔵室がござい
ますが、これは1体当たり5万円と定めるものでございます。

次に第17条使用聖地等の返還でございます。合葬式墳墓にかかわる返還について第2項及び第3項を追加するものでございます。第2項は個別及び共同埋蔵室の使用者で、焼骨の埋蔵前に使用しなくなったときの返還について定めたものでございます。第3項は個別埋蔵室の使用者で、焼骨を埋蔵した日から第23条第2項に規定する期間の終了する日、つまり何を言っているかと申しますと、既に焼骨を埋蔵した使用者が許可を受けた日から20年間の間に使用しなくなった場合について規定するもので、20年間たてば共同埋蔵室のほうに移すという規定になっているんですが、その前に別のところに改葬したいということで使用しなくなった場合のことを言っているわけですが、この場合はその焼骨を引き取って返還することを定めています。

第20条使用料等の還付でございます。市長が特別の理由があると認めるときの使用料等の還付についての規定でございますが、現条例におきましてはこの限りでないとしている部分を、既に納めた使用料の全部又は一部を還付することができるかと改めるものでございます。

第23条合葬式墳墓の使用でございます。合葬式墳墓の設置に伴いまして、新たに加えられた条文となります。第1項から第5項につきましては、焼骨の埋蔵場所、個別埋蔵室の使用期間、その期間が経過した場合の共同埋蔵室への移しかえ、使用許可を受けた被埋蔵者以外の焼骨の埋蔵の禁止。つまり、最初に届けた被埋蔵者以外の者は埋蔵しちゃいけないよということでございます。それから個別埋蔵室に埋蔵する焼骨の容器の基準について、それぞれ定めたものでございます。

条例の内容については以上でございますが、この条例の施行につきましては、平成29年4月1日から施行したいものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で説明を終わります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○柴田博委員 51ページの第7条使用者等の資格のところ、特に市長が認める場合があるということなんですけど、どういう場合に認めているんでしょうか。

○生活環境課長 これにつきましては、今から詳細の内容をどうこうというのではなく、想定できないことがあるので、こういうただし書きというのが通常あります。しかし無理に考えれば、例えば本籍あるいは住所がない方で例えば塩尻市に大きく貢献された方とか、また多大な寄附をされた方とか、その方が霊園にどうしても入りたいとか言う場合には、そういうのに該当するのではないかなというふうには想定されます。以上です。

○柴田博委員 そうすると、今までにそういう実績はないということですか。

○生活環境課長 私の知る限りでは、ございません。

○永田公由委員 53ページの3項にある、直ちに焼骨を引き取り市長に返さなければ返還しないというような項目があるんだけど、これ引取拒否した場合は共同のほうへ入れるってということですか。

○生活環境課長 基本的には、販売をするときにこういうことはきちんと説明をさせていただいております。特に今、委員さんがお話のように、聞いた聞かないという話が特にこのお墓の問題ではあるものですから、今、聖地の販売のときには、よく言う携帯電話の契約をするときに、あなたこれを聞きましたかというチェックをさせる、やりますですね。あれを全部やっただいて判こをつけてもらうような仕組みをとってるんです。実際

にこの引き取る云々ということの内容になりますと、その使用者というのがもしかしたら親族であったり、あるいはもしかしたら立会人であるかもしれないです。そのことも理解された上できちんと入っていただくということは、当初の原則として私どもは考えております。

しかしながら、どういうことが起こり得るかというのはちょっと私も想像できませんので、その段になっているいろいろなことが、考えなきゃならないことが起きてくるのではないかなというふうには思います。特に、今の聖地の販売でもいろいろな想定外のことがいろいろ起きている状況でございますので、いろいろなことを想定しながらやっていかなきゃいけないかなと思ってます。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

○議長 済みません。51ページの3項の関係で、合葬式墳墓を使用しようとする者と被埋蔵者が同一の場合、焼骨を埋蔵するには立会人を選定して届けなきゃならないと。それからまたその後のほうでは、6条の1項の規定に変更があった場合には、速やかに市長に届けなきゃならないってなってますよね。多分こういう合葬式墳墓を使う人っていうのは、まあ1人、誰もいない、極端なことを言や天涯孤独で、あと亡くなったら財産はそれぞれっていうようなことで遺言でできるんですが、この場合の立会人っていうのは個人名でなければいけないのか、あるいは法人なり法人の代表者でなければいけないのか。そして届け出たときにはその個人なり法人は存在していたんだけど、実際に今度は埋蔵する際になったらいなくなっちゃったと。変更の届けを誰がするのか、誰もいないと、こういう場合どうなるんでしょうか。

○生活環境課長 今、議長さんがお話しになったことは想定されることがございます。特に立会人につきましては、いわゆる焼骨を合葬墓に持ってきていただかなきゃいけない人が必ずいないと、私どもは納めることができませんので、その人を特定していただくわけですが、近隣の市町村に聞いてみますと本当極端に言えば隣組の人とか、あるいは施設にもし入っている方で施設の長だとかいう方を選定していただいている例は幾つかあるようでございます。ですので、必ず自分が火葬された後の方を指名していただくということは、どうしても必要になってくるというふうに理解してます。そうじゃないと、極端に言えば、例えば孤独死されて引き取り手が全然ない場合は、塩尻市の場合はやすらぎの聖地ということで、いわゆる何ですか行旅人の皆さんのような方たちが入っているところがございますので、そこへ行ってしまうことになってしまいますので。そういった意味では立会人を定めていただいてやっていただくことになろうかと思えます。

それから立会人が、あるいはその使用者、あるいは埋蔵者がいろいろ変わる場合が、将来においていろいろ変わってくる場合があるということも想定されます。今、聖地でもよくあることなんです、届け出をされた使用者がもう亡くなっちゃって、次に引き継がなきゃいけないという手続きが死んでからも、亡くなってからでもまだできていないというのが幾つもあります。だもんですから、特に、今、議長さんがお話しになったこの合葬墓については、少し聖地とは違っているものですから、ある自治体では毎年1回、この使用者、立会人に通知を出して変わっていませんかと、もし変わっているなら届け出してくださいよねっていうようなことをやっている事例もございます。

ですから、そこら辺のことについても、私どもも少し事例を参考にして、これから進めていかなきゃいけないかなというふうには思っております。以上です。

○議長 時にこれでいくということだね。

○委員長 よろしいですか。それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号塩尻市霊園条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市霊園条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第18号 塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第18号塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第18号、追加の議案関係資料の1ページからを使って説明をさせていただきます。議案第18号塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、この一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものでございます。この法律の改正の主なところでございますが、妊娠、出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができるように、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指しまして雇用環境の整備を行っていくというような趣旨でございます。

では、条例改正の概要でございます。まず塩尻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、1つとして、非常勤職員の育児休業にかかわります要件を緩和するものでございます。これは嘱託員につきまして、1年以上1つの職に勤務していたり、あるいは子供が1歳6カ月に達する日までの間に労働契約が満了し、またさらに契約の更新がある可能性があるというような者につきましても、育児休業の規定を該当させるものということが1つ。また、早出遅出勤務等の対象となります子供の範囲の拡大するものでございまして、これは特定養子縁組の監護をしている者とかです、そういった者につきましても早出遅出勤務の対象となるようにするというものが1つでございます。

また2つ目として、塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正でございます。その中の1つとして介護休暇を分割して取得できるようにするものということでございまして、対象となる家族1人につきまして3回を上限として、通算して6月を超えない範囲内で分割して取得できるというものでございます。もう1つ、休暇の種類に新たに介護時間を加えるものでございます。これも対象家族1人につきまして、連続する3年の期間、1日2時間を超えない範囲で介護時間を取らせるというものでございます。条例の新旧対照表で後ほど説明をさせていただきますが、条例の施行は、平成29年1月1日からの施行ということでございます。

それでは、新旧対照表の2ページからお願いいたします。まず、育児休業等に関する条例でございますが、改正案第2条につきましては、育児休業することができない職員の規定でございますが、その例外の関係で、そこに第2条の3号のアの(イ)として、そこに改正文がございます。これは先ほどちょっと申し上げましたが、嘱託員で特定の職に引き続き雇用された期間が過去1年以上ある者が、この略されております(ア)でございます。

(イ)が、子供が1歳6カ月に達するまでの間に労働契約が満了し、かつ契約更新がもしかしたらされるかもしれないと、そういった者につきましては、育児休業をすることができる者に規定するというものでございます。

また次の3ページの2条の2でございますが、こちらは養育里親である者とか、そういった法律的に親子関係がある者につきましても、子供を養育する者につきましても育児休業に加えるという規定でございます。

また第2条の3でございます。こちらは非常勤職員が育児休業ができる期間を1歳6カ月の到達日とするという規定でございまして、嘱託員につきましても1歳6カ月までは育児休業を取ることができるという規定でございまして。

次に4ページでございます。第3条でございますけれども、育児休業をしている者が再度育児休業を取ることができる特別な事由につきまして記載をしたものでございますが、3条の(1)1号でございますが、これは育児休業を既に取っている職員が途中で産前の休業を始めたような場合でございますが、当然、育児休業の承認が効力を失うわけでございますが、その新たに産前の子供ができた、その当該子供が例えば亡くなってしまったり、そういったような場合は、今までの育児休業を再度取ることができるという規定でございます。

また(2)のほうは、育児休業をしている職員が取り消し事由によりまして承認が取り消された場合でございますけれども、これにつきましても、例えば育児休業をしている職員が、第5条の規定ということでございまして、取り消しをされた場合ですけれども、こういった場合にも、その当該さらに育児休業するようになった子が先ほどの死亡されたりというような場合につきましては、育児休業を再度取ることができるというような規定でございます。

5ページの第11条でございますが、こちらは育児短時間勤務をすることができることの規定でございますが、特別な事由でございますが、こちら先ほどの例と同じように、育児短時間勤務をしている職員がその期間中にまた産前の休暇、子供さんができて産前の休暇等をした場合ですけれども、その場合には、やはり産前との関係で次の子供が死亡等した場合は、また元のように育児短時間勤務を取ることができるというような規定でございます。

次に6ページの20条の関係でございます。こちらは部分休業の承認の関係でございますが、こちらに介護時間を加えたものでございまして、1日につき2時間を超えない範囲で部分休業ができるという規定でございます。

また、その20条の3項でございますが、この部分休業の承認の中に、要介護者を介護する者も加えた規定でございます。これも2時間を超えない範囲というような規定となっております。これは29年1月1日の施行でございます。

次に7ページでございます。育児休業等に関する条例の第2条関係でございますが、こちらは法律の規定で養子縁組里親というような規定ができましたので、文言の改正をするものでございます。これは29年4月1日施行となります。

次に8ページの職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の関係でございます。こちらは育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の関係でございますけれども、こちらに特別養子縁組の監護期間中の子とかですね、養子縁組の

里親を委託されている子といった、法律上の親子関係に準ずるような関係にある子も含まれるということございまして、早出遅出勤務の申請ができる対象としたということでございます。

次に9ページでございますが、9ページの2項でございます。先ほどのこの早出遅出勤務の対象に加えた者につきましては、要介護者を介護している職員についても準用しているというものでございます。

次に10ページでございます。こちらにつきましても、要介護者を介護している職員の準用の関係でございますが、ここが5条の3、これ省略をされておるところでございますが、こちらにつきましては、育児又は介護を行う職員の深夜勤務とか時間外勤務の制限のことが記載されておまして、例えば小学校就学始期に達するまでの子のある職員は、深夜における勤務をさせてはならないと。請求があった場合、また公務の正常な運用を妨げる場合を除いて、深夜による勤務をさせてはならないという規定が5条の3の1項、2項、3項も省略されていますが、2項につきましては、3歳に満たない子のある職員が時間外勤務を、そうですね、この本人が申請した場合は時間外勤務をさせてはならないという規定がございます。また3項でございますが、小学校就学の始期にあるまでの子の職員が、1月につきまして24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないという規定が、この省略されております5条の3の1項、2項、3項でございます。4項に、この今の言った規定を、深夜勤務あるいは時間外勤務の制限を、要介護者を介護する職員についても準用するという規定でございます。

次に、第8条でございます。こちらは休暇の種類に介護時間を加える改正規定でございますが、この8条の規定につきましては12条の2に介護時間ということで1条設けまして、介護時間につきましては、1つの事例につきまして連続する3年の期間、1日の勤務時間の一部について、2時間を超えない範囲内で必要と認める時間を認めるという規定でございます。

また戻りますが12条、これは介護休暇の関係でございますが、介護休暇につきましても、1つの事例につきまして3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で認めるという、介護の関係も認められるものでございます。これは29年1月1日の施行でございます。

次に13ページの職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の第4条改正でございますが、こちらは先ほどの早出遅出勤務の関係の施行の関係でございますが、こちらがその部分の改正でございますが、4月1日施行の部分でございます。

また15ページには一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表がございますが、こちらは議案の4ページ附則の3項で改正をしているものでございます。この議案第18号の条例改正によりまして改正をしなければならなくなった部分を、附則で改正をしておるものでございます。

給与の減額という部分でございます。先ほど介護時間の規定が入りましたので、給与の減額で、減額する部分に介護時間も含めたと。ちなみに介護休暇と介護時間、組合休暇は今ございませんが、そういった部分については減額をしていくというもので、介護時間を含めるという改正文でございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○永井泰仁委員 例えば今度、要介護時間も入りますが、実際これを2時間単位とか半年のうちに何回とかってというのは、このチェックとかそういうのはそれぞれの部所の課長が主管するのか、何かやっぱりその現実的には帳簿かなんかに備えて、こうなっているから非常に複雑になっていきますが、その辺のいろんな休暇の管理って

というのは、どういう形でされますか。

○人事課長 こういった事例につきましては、人事課のほうで書面で申請をしております。それで人事課のほうでチェックをしていく関係でございます。

○永井泰仁委員 そうすると一応申し出案で届け出によって人事課のほうで許可するが、実際においては2時間単位のその辺のこのチェックっていうのは、所管の課長じゃなきゃわからんと思うんですが、その辺のチェック体制っていうのはどうなりますか。

○人事課長 実際に休んでいる期間につきましては、所属長が一番把握するわけでございますけども、実績でワークフローというシステムがございまして、そこへ自分でですね、中断した時間を入れることができますので、それで管理をしていくということでございます。

○永井泰仁委員 まあ、複雑になるけどな、いいですわ。

○副委員長 ちょっと今にも関係してきますけれども、11ページ第12条、1つの継続する状況ごとに3回を超えず、かつ、通算して6カ月を超えないというふうになってるんですが、その1つの状況ごとっていうのは今回は脳梗塞で、次は骨折で、次は何かで、がんでとか、そういう解釈でいいわけですね。

○人事課長 説明がちょっとうまくなかったんですが、対象する家族1人につきということでございますので、幾つか事例が重なっていても、この事例で対象家族1人でその人についてということになります。

○副委員長 1人って、おやじさん、おふくろさん、ばあちゃん、そういうことでいいわけですか。

○人事課長 例えば母親に対してということで、母。

○副委員長 うん。

○人事課長 父、だけですが、1人の。

○副委員長 ちょっとかみ合わないんですけど。その3回を超えずって、3回の意味を聞いてるんです。

○人事課長 対象者1人について3回ということでございます。

○副委員長 だからその3回というのは、今回は脳梗塞で、その次は骨折しちゃって、その次はがんにかかっちゃってって、そういう意味でいいんですかってことを聞いてるんです。その傷病とかがとかそういうことにかかわらず3回までってそういうことでいいわけですか。1人につき3回まで。

○人事課長 その者がですね、要介護状態にあるかどうかということでございますので、そこで判断をしていただく3回ということ。

○副委員長 ちょっと話が、ちょっとこれ。じゃ要介護者の認定を受けてるっていうことがまず対象になって、それはどういう、傷病とかそういうことにかかわらず、要介護に必要なんで、それには3回までで、6カ月を超えないということですね。

○人事課長 大変申しわけございません。1人につき3回ということでございます。

○副委員長 それはわかってるけど。わかってる。介護で今回は2カ月かかっちゃいました。で、次のときは2カ月までです、その次は3回目は2カ月までで6カ月で、はい、終りねってこういうことなんですよ。

○人事課長 大変申しわけありません。そのとおりでございます。

○副委員長 その休暇の管理になるんですが、ごめんなさい。向こう何十年にもしかしたらわたるかもしれないんですが、その6カ月の管理っていうのは、今も永井委員のほうから質問あったんですけども、それは管理職

やなんかも当然変わってっちゃうわけで、それはデータベースで管理をするっていうことですか。

○人事課長 しっかり管理してまいります。

○副委員長 いやいや、データベースで管理するのかどうかって。どういうふうに管理するのかということ。

○人事課長 給与システムにおきまして、コンピュータ上でしっかり管理してまいります。もちろん申請は紙で出していただいたり、あるいは解除の申請も紙で出させていただきますが、基本的にはデータベースのほうでしっかり管理してまいりたいと思っております。

○永田公由委員 関連しますけどね、今の12条の関係で、要介護者の認定というのは誰がするんですか。確かにこれは要介護者だねっていう認定は。

○人事課長 通常、要介護者については要介護度幾つというようなことで認定をされてくると思うんですが、その通牒で判断するというので。私どもが要介護者だということは判断できないわけですから。

○永田公由委員 例えばね、要支援1、2、介護1、2ぐらいまでだったら、休暇まで取って介護する必要がないっていうふうに考えるんだけど、そうなってくると要介護3以上というような考え方になると思うんだけどね。例えばその同じ要支援でも認知症とかそういうのもいるもんで、その辺に確かに職員が休んでまで介護の必要がありますよっていうのは、どういった判断をされるわけですか。どこでどういった判断で決めてくのかってことですよね。それは本人からの申し出は当然だろうけども、それをじゃあ確認して、確かに必要だねっていう部分の認定っていうのは、どなたがされるんですか。

○人事課長 職員本人の申請をうがった目で見るというようなことはなかなかできずですね、職員もしこの申請をするに当たっては、日常介護を営むのに支障があるという者を介助をしている職員でございますので、もちろん事情は聞くところだと思いますけども、申請によって判断をさせていただくしかないかなと思います。

○永田公由委員 あくまでもその申請者本人の良識に任せると、こういうことですね。それともう1点続いて、この先ほどの介護休暇、介護時間についての減給というような、多分説明があったと思うんですけど、割合というのはどんな決めになるんですかね。

○人事課長 この改正案の下のほうにございますが、勤務1時間当たりの給与額を減額ということがございます。1時間単位で計算をして減額するというものでございます。

○柴田博委員 2ページの育児休業の関係ですけれども、現行と比べて育児休業が取りやすくなったってことなんだけど、具体的にどういうふうになったのか、もう一度わかりやすく、1歳が1歳半になったっていうのはここでわかるんだけど、それ以外のところでどういう場合に取れるようになったのかっていうのを、もう一度説明してください。

○人事課長 2ページの、第2条の3号(3)の、アの(ア)でございます。こちらは継続して特定の職に引き続き1年間在職した期間がある者でございます、これは変わりございません。変更になって改正するのはこの(イ)の中でございまして、先ほど委員がおっしゃったように、1歳が1歳半、6カ月ということが主たるものでございます。

○柴田博委員 それだけなんですか。例えば、臨時職員というような方は1年ごとに契約は更新ですよ。その契約更新でどこまで勤めるかっていうのは多分はっきりしないんだと思うけど、その契約がどうなってるかによって、その育児休業を取る期間が延びるんじゃないかと、1歳半になるっていうことだけなんですか。

○人事課長 お答えになるかわかりませんが、現行は引き続き。違いますね。雇用期間の関係でございますので、ちょっとお待ちください。

○委員長 じゃあ課長、もうちょっと調べていただいて、後で報告をお願いします。

○人事課長 はい。

○永田公由委員 済みません、早出遅出の勤務をされてる職員と、それから介護休暇を取られてる職員は現在おりますか。

○人事課長 早出遅出勤務をしておる職員はおりません。介護休暇もおりません。

○永田公由委員 いない。

○人事課長 はい。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

じゃあ、これはそれからですね。じゃあ、しょうがないです。もう1つ、一般関係の予算だけやりたいと思いますので。じゃあ、今の件は保留ということで。

議案第14号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）

○委員長 それでは、議案第14号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 申しわけございません。歳出につきまして20ページ、21ページ以降でございますが、人件費につきまして多くの科目で補正をお願いしてございます。

この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして、まず一括して御説明を申し上げます。また以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則省略させていただきますので御了承をいただきたいと思っております。

まず本年度の人事異動に伴います内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきましては職員給与費の補正をお願いするものでございます。

次に人事院勧告の関係でございますが、先ほどの議案第4号の折にも御説明申し上げましたとおり、一般職の職員につきましては、給与月額を平均0.2%引き上げること、また、勤勉手当の年間の支給割合を100分の160から100分の170に引き上げることによる補正増でございます。

この2点による人件費の補正でございますので、よろしく願いいたします。全体を通じましての人件費関係につきましては以上でございます。

○財政課長 それでは、2款1項4目の財産管理費から申し上げます。

説明欄の財産管理事務費58万4,000円の増でございますけれども、これにつきましては新地方公会計によります財務書類を作成するよとということ国から求められているものでございます。当初、上のポツでございます、新地方公会計システムを構築する予定でございました200万円でございます。ただ今後、これによりますと、今後5年間で以降500万円ほどシステムリース料が必要なるものでございます。一方、その下のポツ、財務会計システム、既存のシステムを改修いたしまして、総務省から無償で提供されるソフトに対応できるようなデータを抽出する、そのように改修をいたしますと、来年度以降の負担が20万円程度に抑えられるというこ

とがここで確認できましたので、全体のコストが削減できますので、58万4,000円を増額をして既存システムの改修に組みかえるというものでございます。

次の基金積立金でございます。これはふるさと寄附金を積み立てるものでございまして、少し説明をさせていただきます。ふるさと寄附金制度、昨年度充実をいたしまして、大幅に寄附額が増額となっております。ふるさと寄附金について4つのメニューから選択して寄附をいただいております。地域ブランド、それから森林資源、子育て支援、その他市政全般というこの4つのメニューでございます。このうち基金につきましては、この2つ目のポツ、森林環境保全基金には森林資源を選択された方の寄附金を積み立てます。その下の知恵の交流基金、こちらにはその他市政全般を選択された方の寄附金を積立、活用させていただくと、こういったルールをルール化させていただいたところでございます。なお一番上の協働のまちづくり基金、こちらには地域ブランドを選択した方の寄附金を積み立てるということにしておりますけれども、これは寄附金が少額だったころの取り決めでございまして、この基金がふえても使う事業に限られております。したがって、当初計上いたしましたこの積立額を減額をいたしまして、かわりに地域ブランド推進事業などの事業に直接活用させていただくということとするものでございます。なお、もう1つの子育て支援を選択された寄附金につきましては、保育所運営費などの事業に、こちらも直接活用させていただくということにしております。

なお、このメニューごとの金額につきましては10月現在の実績により案分して計上しております。しかしながら最終的には年度末の実績によって確定しますので、寄附者の意向に沿って積み立て、あるいは活用させていただくと。そして決算の関係書類で公表させていただくということにしているものでございます。以上でございます。

○人事課長 少し戻させていただきたいと思いますが、総務費総務管理費の、先ほど、人件費の関係を説明いたしました。全体はそのようございまして個々の特別職給与費の関係で説明をさせていただきたいと思いますが、特別職給料につきましては、28万3,000円の減でございます。これにつきましては、7月と今度の1月でございますが、特別職、市長、副市長の給与の削減10分の1を、7月10分の1、1月10分の1の2人分ということでございまして、28万3,000円を減額するものでございます。以上でございます。

○企画課長 続きまして20ページ、21ページ、6目の企画費でございます。シティプロモーション事業3,591万1,000円、増額補正でございます。

ふるさと寄附金の増額によるものでありまして、本年度返礼品といたしましてシャインマスカットと旬の果物、プレミアムワイン、山雅のグッズ、それから市内製造のウォッチ等を加えたところ寄附額が伸びております。決算見込みで1億8,300万円余を予定をしているところでございます。したがって、21ページのシティプロモーション事業、1つ目のポツで寄附謝礼品3,400万円の増額でございます。この内容を御説明いたしますが、当初予算では歳入7,000万円を見ておりました。したがって、返礼割合3割でございますので、謝礼品につきましては2,100万円計上してございます。先ほど申しましたとおり、寄附総額1億8,000万円余でございます、見込みでございますが。この3割、これが5,500万円になりますので、5,500万円と当初予算2,100万円の差3,400万円、これを寄附謝礼品、増額補正をするものであります。その下のポツ、郵便料でございます。これは謝礼品の郵送に係る郵便料でございまして80万円。またその下のポータルサイト特設案内使用料、これはインターネットによるクレジット寄附手数料でございます。件数が伸びており

ますので111万1,000円、それぞれ増額補正をするものでございます。以上でございます。

○情報政策課長 続きまして22ページ、23ページをお開きください。7目情報開発費についてお願いをいたします。

右の備考欄、説明欄で御説明をいたします。まず住民情報等電算システム管理事業でございますが、国のソフトウェア機能の改善改修についての経費の負担でございます。中間サーバ・プラットフォーム利用負担金として18万4,000円をお願いをしたいと思います。これは全額国費で賄われることになっています。

次、情報セキュリティ運用事業でございますけれども、これまでセキュリティ強じん化関連でネットワーク分離につきまして対策を講じてきておりますが、どうしても物理的な工事をつけてネットワークの分離をしなくてはいけない箇所が生じてまいりましたので、セキュリティ強じん化対策工事として194万1,000円をお願いをするところでございます。以上です。

○市民課長 同じページの3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。説明欄の2つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費の備品購入費20万6,000円の増額でございますけれども、証明書の発行の際に使用しております電動契印機が2台ございますけれども、そのうちの1台が故障してしまいまして、使用不能、修理不能ということですので1台を購入したいというものでございます。

少しページが飛びますけれども26、27ページをお願いいたします。中ほどの3款1項9目の後期高齢者医療運営費でございますけれども、これは医療費分の後期高齢者医療広域連合への負担金599万円の増額でございます。負担金につきましては、その年に概算払いをしまして翌年度精算になるわけでございますけれども、27年度分概算払いしました分の精算に伴いまして広域連合へ負担金を納付するものでございます。私からは以上です。

○生活環境課長 それでは、30ページ、31ページをお願いいたします。中段になりますが6目の環境保全費19節負担金補助及び交付金の50万円でございます。環境管理システム推進事業といたしまして環境ISO等認証取得事業補助金でございます。塩尻市広丘吉田におきまして運送業を営んでおります有限会社寿昇運が運送事業にかかわる環境負荷の少ない事業の運営を図るために、ISO規格に基づくグリーン経営認証を取得するために要する経費101万3,000円でございますが、これを交付要綱に基づきまして補助率2分の1、限度額50万円の規定の中で今回50万円を交付したいというものでございます。以上でございます。

○財政課長 それでは、歳入を説明いたしますので12ページ、13ページをお願いいたします。

12ページ、13ページでございます。10款地方交付税1億700万円余の減でございますけれども、これは当初の見込みよりも臨時財政対策債がふえた分、普通交付税がその分減額となったということと、補正係数が減少したことによる減額でございます。

次に、14款の1項1目民生費国庫負担金、説明欄の1つ目の黒ボツ、自立支援給付費負担金、これにつきましては補装具給付費あるいは障害福祉サービス給付費の利用者の増加、それから次の障害者医療費負担金につきましては厚生医療給付費の増加。次の障害児入所給付費負担金、これにつきましては障害児施設給付費の増加によるものでございまして、いずれも国2分1の補助金を計上するものでございます。

次の社会保障・税番号制度中間サーバ利用負担金、これにつきましては歳出で申し上げましたとおり、負担金が確定しましたので歳出と同額、国からの10分の10の負担金収入を増額するものでございます。

次の民生費国庫補助金の黒ポツ、臨時福祉給付金給付事業費補助金、それからその下の同給付金の事務費補助金でございます。これは国の第2次補正予算に伴いまして平成26年4月の消費税引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対しまして簡素な給付措置を支給するというものでございまして、国からの10分の10の補助金でございます。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバー制度のシステム改修に対しまして国3分の2の補助金でございます。

一番下、社会資本整備総合交付金1,664万円でございます。これは国の内示額に余裕が生じたことに伴いまして前倒して実施する事業に対する交付金を増額するものでございます。

おめくりいただきまして、説明欄の1つ目の黒ポツ、学校施設環境改善交付金、これにつきましては宗賀小学校の貯水槽の耐震化事業につきまして国の補助金がつかなかったために、有利な起債事業でございます緊急防災減災事業債に組みかえるというものでございます。

その下の15款1項の県負担金、これにつきましては先ほどの国庫負担金で申し上げましたとおり、給付費の増加によるものでございまして、こちらは県4分の1の負担金収入を増額するものでございます。

それから2目の県補助金につきましては、内示のありました元気づくり支援金、これを計上するものと、4目ですが、農林水産業費県補助金、これにつきましては国の2次補正予算がございました。それによりまして農地の集積集約化を行う事業者に対する補助事業が採択をされたことに伴いまして、国10分の10の補助金を計上するものでございます。

それからおめくりいただきまして、17款寄付金でございます。総務費寄付金につきましてはふるさと寄附金の増加に伴いまして6,000万円を増額するものでございますし、次の教育費寄付金につきましては、恵まれない学童のためにと寄せられた寄附金を増額するものでございます。

それから19款の繰越金につきましては、今回の補正予算案の収支調整を図ったものでございます。

それから20款諸収入の説明欄に前年度松塩地区広域施設組合負担金返還金でございます。これは施設組合の決算に伴う返還金でございます。

それから21款市債でございますが、説明欄、施設整備事業債、それから次の社会福祉施設整備事業債、これにつきましては、みずほ保育園の改修事業につきまして起債協議によりまして起債対象事業費がふえたためにそれぞれ増額するものでございます。

次の公共事業等債につきましては、国庫補助金で申し上げましたとおり、国の内示額に余裕が生じたことに伴いまして前倒して実施する事業費の補助裏に充当いたします起債を増額するものでございます。

それからおめくりいただきまして、説明欄上の2つの黒ポツでございます。こちらは国庫補助金で申し上げましたとおり、宗賀小学校の貯水槽耐震化事業の国の補助金がつかなかったために、上の学校教育施設等整備事業債から下のほうの緊急防災・減災事業債に起債を組みかえるというものでございます。

次の公共事業等債の120万円につきましては、大門地区センターの起債対象事業費の増額に伴うものでございます。その下、臨時財政対策債7,838万9,000円につきましては、交付税のところで申し上げましたとおり、見込みよりも交付税が減額となって、その分、臨時財政対策債が増額となったというものでございます。

それでは、恐れ入ります5ページへお戻りいただきしたいと思います。5ページの第2表債務負担行為補正でこ

ございますけれども、これは来年度の予防接種ワクチンの単価契約を3月中に入札する必要があるために、ここで限度額を設定するというものでございます。

それからおめぐりいただきまして、第3表地方債補正につきましては、先ほど歳入で申し上げました起債につきまして限度額を変更、そして次のページになりますけれども追加をするというものでございます。以上でございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、1時15分まで休憩とさせていただきます。

午後12時15分 休憩

午後1時12分 再開

○委員長 それでは、14号の平成28年度の塩尻市一般会計補正予算の説明をいただいたわけでございますが、済みません。休憩を解いて再開をいたします。それでは質疑を行いたいと思います。皆さんのほうからお願いをいたします。

○永井泰仁委員 21ページのシティプロモーション事業は1億8,300万ということでまことに結構なんです、これは委託をされている振興公社ですかね、だと思っております、その実績によって委託料をふやすとか、それによって多少何か歩合をつけるとか、そういうことは考えてないですか。

○企画課長 9月議会、前回の議会です、委託料をお認めいただいたところでありまして、その際の計算が半年の期間、半年分です、歳入で1億円をみまして677万6,000円という委託料でございました。その中にはその1億円分です、消耗品、段ボール代でありますとか人件費等で計上してございますので、現在のところほぼ予想どおり、若干上回るかなというような状況でございます。そういった必要経費につきましては、出来高といいますか、歳入の額によりましてですね、相互に協議をして変更契約等です、もし増額ということになりましたら、また次回の議会にお示しをして御協議いただきたいと思いますと考えております。

○永田公由委員 今に関連して、先ほどの答弁であったプレミアムワインを返礼品として使っているんですけど、このプレミアムワインとはどんなものか説明してもらえますか。

○企画課長 本市のワイナリーで製造しています各社の一番最高のグレードのワインをですね、ワイン組合に依頼をして選定をいただいということございまして、おおむね5,000円から1万円の価格帯のワイン、各社厳選のワインをですね、そろえております。以上です。

○永田公由委員 それは、いわゆるその寄附金額に応じて5,000円から1万円の幅を持たせてるってことで理解していいわけですね。

○企画課長 返礼割合が30%でありますので、寄附金額3万円から2万円の中です、組み合わせをしております。

○永田公由委員 それは我々でも手に入るワインですか。

○企画課長 各ワイナリーで御購入いただければいいと思います。

○永田公由委員 それと歳入でちょっと聞きたいんですけど、先ほどの説明ですと、普通交付税が1億円減って臨時財政対策債でその分を賄うとこういうことですが、もう一度ちょっとその流れを説明してもらえますか。

○財政課長 昨年の平成28年度の地方財政対策のときの議論がですね、普通交付税を確保して赤字地方債であ

る臨時財政対策債をその分減らすと、そういう財政の健全化全体でいうとお手本のような地方財政対策でございました。赤字地方債を減らすということでもございましたけれども、そのように見込んだんですけども、見込むほどですね、臨時財政対策債が減らずにふえている。その分交付税が減ったというそういうことでもございます。一部は臨時財政対策債がふえた分、交付税が減ったということでもございます。もう1点、補正係数というものもございまして、その補正係数が減ったために見込みよりも若干減っていると、その2点が要因でございます。

○永田公由委員 この臨時財政対策債というのは交付税のかわりということになれば、当然100分の100、後年度で手当てをしてくれるということですよ。

○財政課長 そういうことでもございます。全額理論上はですね、元利償還金の100%歳入されるということでもございます。

○永田公由委員 これは何年で全額戻ってくると言っても変ですけども、対応してくれるんですか。

○財政課長 臨時財政対策債の償還年数は22年でございますので、22年間は、返済をしている限り交付税で歳入されると、そういうことになってございます。

○永田公由委員 そうすると、一時的には市が借金するということですね。

○財政課長 一時的には市が借入金で賄っていると、交付税にかわって賄っていると、そういうことでもございます。

○委員長 いいですか。

○永井泰仁委員 それに関連して、そうすると、これ臨時対策債のほうへ回すと、いわゆる市の基準財政需要額に影響してくるね。下がってくるということで、これは国のまことにずるいというかテクニックだと思うが、その辺はどうでしょうか。

○財政課長 基準財政需要額の中から一旦、基準財政需要額を出して、そこからですね、臨時財政対策債振替相当額を引きますので、需要額は減るということになります。

○永井泰仁委員 ということは、国は巧妙で、結果的には交付税のほうがね、少なくなってくるという。金銭的にはそういうことになるんだけど、そういういわゆる国が使ううまい手ですが、しょうがないね。以上です。

○副委員長 23ページなんですけど、上から2つ目の丸、情報セキュリティ運用事業のところの強靱化対策工事をもう少し細かくちょっと説明してください、具体的な内容。

○情報政策課長 国からの要請でですね、インターネット側とそれ以外と分けろというようなことが示されたのは、以前から申し上げているとおりでございますけれども、庁内LANの中でインターネット側から入りながら財務会計を、具体的に申し上げますと、財務会計を見ている業務がございまして、その業務を今度インターネット側から見ずに直接LGWANという相互行政ネットワークがございまして、そちらを直接見るために物理的なLANがなかったところが、ところどころ全体のLANの中にございまして、それを実現するための経費でございまして。

○副委員長 じゃあ、インターネット側からは一切見れないようにするということになるわけですか。それと同時に、今のほうを補強していくという考えでしょうか。

○情報政策課長 そのとおりでございまして。

○委員長 どうですか。いいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

それでは、先ほどの第18号の塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての答弁をお願いします。

○人事課長 まず、答弁の修正を2点お願いいたします。

まずは永田委員からの御質問で11ページの介護休暇の関係の要介護者の部分の御質問がございまして、私、介護認定のことを答弁したところでございますが、そうではなくてですね、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために勤務をしないことが相当ある場合ということでございまして、本人の申し出によって医師等の診断書を私どもで確認する中で該当するというような判断をしているということでございます。申しわけございません。

もう1点、平間委員の関係でございます。やはり12条の関係でございまして3回関係でございます。疾病ごと3回ということでございますので、私、1人につき3回というような答弁を申し上げましたけれども、疾病ごと3回ということでございますので、例えば、介護状態になるけがをした、あるいは腰痛とか何かそういった疾病ごとの要件でございまして、疾病ごと3回までということでございますので、申しわけございません。

申しわけございません。要介護者ですね、疾病の数にかかわらず介護が必要となる状態が続いている場合ということでございますので、疾病が幾つあってもですね、3回を超えないということでございます。担当の係長から御説明申し上げます。

○人材育成係長 疾病の数ではなくてですね、2週間以上、要介護の状態が続いたということで判断をして休暇を取るかどうかという判断をしております。ですので、疾病の数は関係はございません。

○副委員長 いわゆるそもそもの対象者が要介護幾つということではなくて、介護が必要になる人、さっき言ったように脳梗塞か何かかもしれないけども、そういう人の症状、病気の種類は別にして3回までOKという、単純に言えばそういうことでいいわけですね。

○人材育成係長 結構です。

○委員長 どうですか。柴田委員、あります。

○人事課長 もう1点、柴田委員からの御質問の関係でございまして。2条の関係の現行と改正案の現行はどうで、実際はどうやるんだということにつきましてもう一回、御説明を申し上げますのでお願いいたします。まず現行でございまして、引き続き雇用された期間が1年以上あること、これは改正後も要件は同じでございます。そしてですね、現行につきましては子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること。またさらに子供が2歳にな

るまでの間に明らかに更新されることがわかる場合ということで、こういった規定がございますが、この今の、子供が1歳になったところと2歳になったところは、申し出の段階で判断をするようなこととなります。それが改正後につきましては、1年以上の雇用期間は同じでございますが、子供が1歳6カ月までの間に更新される可能性があるという場合でも該当になるということで、1歳から1歳6カ月というような期間的なものもございますが、雇用の状態で雇用継続の可能性があれば該当になるというようなことで改正がなされるものでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長 いいですか。それでは自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第18号塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号塩尻市職員の育児休業等に関する条例及び塩尻市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

陳情12月第2号 最低制限価格の設定に関する陳情

○委員長 それでは、これより陳情の審査を行いたいと思います。12月陳情第2号最低制限価格の設定に関する陳情の審議を行います。関係ない職員の皆様は退席お願いいたします。

それでは、資料は出ておりますけれども、説明者がおられません。前回同様にですね、この問題、陳情ありましたものですから、そのときに、委員会としましては行政側にもお願いしてあった課題もあろうかと思います。そんなようなことも含めてですね、熊井契約担当課長より。

陳情第2号の最低制限価格の設定に関する陳情の審議を行いたいと思います。そこで、契約担当課長より本市の最低制限価格についての状況等の説明をいただきながら御質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○契約担当課長 当市につきましては、この制度につきまして平成28年、今年度ですけれども4月1日から失格基準価格制度を導入しております。また適用の範囲につきましては、予定価格の80%から85%の変動制ということで設定をさせていただいております。なお、長野県につきましては、平成27年度まで市同様ですね、80%から85%の基準を設けておりましたけれども、平成28年度の4月1日から5%上げる形で85%から90%ということで当初より5%高い設定をしている状況です。以上です。

○永田公由委員 塩尻市の現状はどうなんですか。実際の入札の状況は。

○契約担当課長 28年度の4月に設定したところですので現在までに入札が35件ございました。その中でこの失格基準価格に触れてというかですね、失格になった案件が2件ございました。1件につきましては市内の業者さん1社が失格と。それからもう1件につきましては、メンバーが長野県内の業者さん。長野市に営業所等が

ある業者さんですけど、2社が失格ということで、その他33件につきましては、失格基準価格の適用なく、高い落札率であったということです。

○永田公由委員 高い落札率というのは平均でどれくらいですか。

○契約担当課長 35件の平均が95.39%です。

○柴田博委員 陳情では90%以上にというふうに言ってるんですけども、塩尻市としては90%ということについてはどんな考えで、実際には80%から85%というふうに決めているので、どんな考えでいるのか、ちょっと聞かせていただければと。

○契約担当課長 先ほども申し上げましたとおり、平均落札率が95.39%ということで比較的高いというふうに考えておりますし、35件中2件、失格基準価格に触れているという中で、全体的にはこの失格基準価格付近での入札が少ないというふうに考えております。県が現在85%から90%と申し上げまして、昨年度でいうと県が85%ほどの平均でした。今年度3カ月ほど経過した資料しかございませんけれども、5%上がって約90%まで上がってきたということで、私どもは95%ですのでもまだそこまで上げなくてもですね、状況見ながら検討していければというふうに考えております。

○柴田博委員 実績として平均で95%以上になっているのであれば、別に85%を90%にしても問題はないよということになるわけですね。

○契約担当課長 現状から見ますと、上げてもしそこに、今までの35件の中で影響があるかという、数件ということになると思います。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。さっき説明の中にあっただけか、ちょっとあれだったんですが、今の状況、要は19市、全部じゃなくてもいいんですが、それと県の状況をですね、長野県の、そこら辺をちょっと説明していただけませんか。

○契約担当課長 県の状況ですけども、この4月1日から85%から90%に設定をして運用しております。私どもと比較しますと5%高いという状況です。それから、県と同じ85%から90%に設定している市が2市、松本市と須坂市、そのほか4市については設定がされてないんですけども、そのほかにつきましてはそれぞれ制度、設定状況が違いますけれども、一番低い、上限下限があるわけですけども、下限の一番低いところが60%、上限の一番高いところが85%ということで、全体で通しますと、60%から85%で設定しているところがその他の市ということになります。以上です。

○委員長 そういうことです。ほかには、御意見をお願いいたします。

○永田公由委員 前回も同じような趣旨の陳情が出て、多分趣旨採択にしていると思いますので、今回も市のほうではきちんと対応されてるし、また95%という高どまりになってますので、これは恐らく業者の、入札参加の業者が少ないからこういうふうにならざるを得ないし、県はどうしても多いから低くなるというようなことだと思いますので、この陳情は不採択というのも気の毒だから、趣旨採択ということをお願いしたいと思います。

○永井泰仁委員 私も永田委員とほぼ同意見でございまして、県のほうはある程度ですね、参加の業者も多い、それから工事の額も多いということではありますが、それに比べれば市のほうが額的にも規模も小さいし、それから28年の4月からやっている中で今回のもですね、最低の価格で2件くらいしか失格になるのもなかったとい

うことですので、この願意は理解できますが、いろんな状況から見まして趣旨採択が相当ではないかというふう
に私は思います。以上です。

○**委員長** 今、趣旨採択ということで意見が出されましたので、趣旨採択とするかを諮りたいと思います。12
月第2号の最低制限価格の設定に関する陳情につきましては、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手をお願い
いたします。

[挙手多数]

○**委員長** 挙手多数と認め、陳情平成28年12月第2号の最低制限価格の設定につきましては、趣旨採択とす
ることに決しました。議案に関する審査は以上でございます。

閉会中の継続審査の申し出

○**委員長** 行政側から何かありましたらお願いいたします。

○**総務部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。本委員会が所管する各部課等におきまして
それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございます
ので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○**委員長** ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。以上で当委員会に付託されました全ての案
件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては委員長に一
任願いたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 大変慎重に御審議をいただきまして、提案をいたしました全ての議案をお認めをいただきまして、あ
りがとうございました。

○**委員長** 以上で、12月定例会総務生活委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時38分 閉会

平成28年12月14日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 横沢 英一 印

